

「第 3 次宇都宮市環境基本計画」等の改定について

1 「第 3 次宇都宮市環境基本計画」の改定について

(1) 策定の目的、見直しの必要性

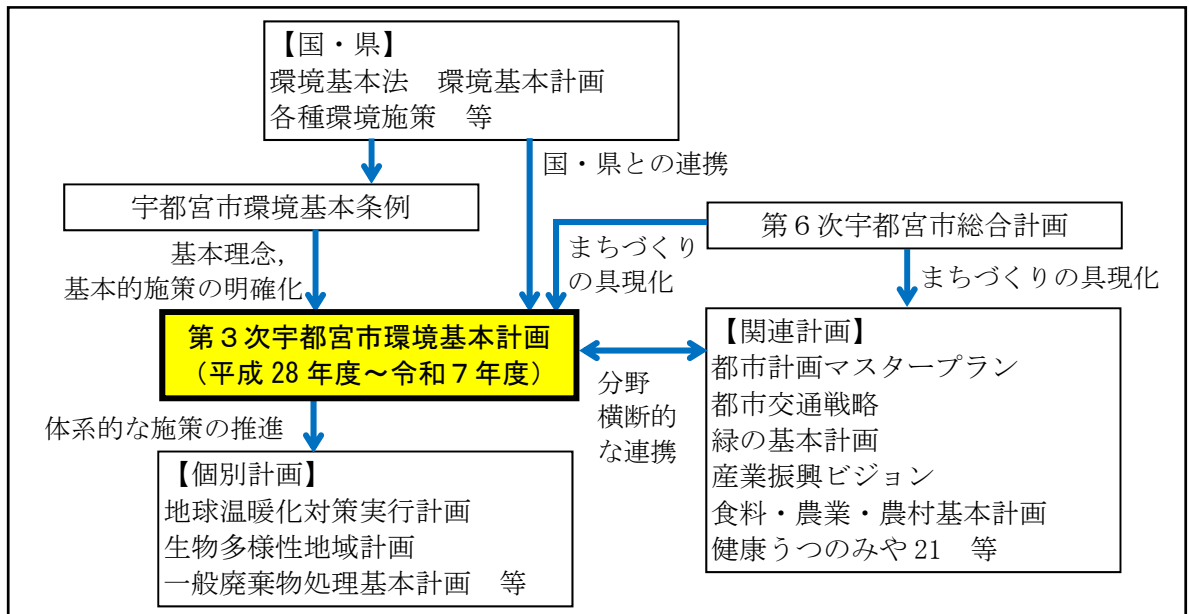
本市では、平成 28 年 3 月に「第 3 次宇都宮市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」という。）を策定し、本市が目指す環境都市の姿として、2050 年度頃の長期的な姿と、計画期間（平成 28 年度からの 10 年間）内に実現を目指す短期的な姿を掲げ、地球環境や廃棄物、自然環境等の各分野の施策事業に取り組んでいる。

こうした中、近年、台風の大型化や猛暑日の増加といった気候変動のほか、海洋プラスチックごみや食品ロスなど、市民生活に大きな影響を与える様々な環境問題が発生しており、さらには、国際社会共通の目標である SDGs の達成に向けた取組が求められている。

こうしたことから、新たな環境問題にも的確に対応しながら、市民・事業者・行政が連携し、持続可能な「環境未来都市うつのみや」の実現や SDGs の推進に取り組むことができるよう、現行計画の中間年次に合わせ、計画の見直しを行うものである。

(2) 計画の位置付け

- ・ 「第 6 次宇都宮市総合計画」の分野別計画『産業・環境の未来都市』の実現に向けて」の基本施策「環境への負荷を低減する」を実現するための計画
- ・ 「宇都宮市環境基本条例」に基づく計画



(3) 計画期間

令和 3 年度～ 7 年度までの 5 年間（現行計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度の後期 5 年間）

(4) 見直しの方向性

- ・ 「環境未来都市うつのみや」の実現に向け、「環境基本計画」（前期 5 年間）の進捗状況等を踏まえ、二酸化炭素排出量や家庭系ごみ排出量の削減を図る取組の強化
- ・ 海洋プラスチックごみや食品ロスなど、新たな環境問題への対応
- ・ SDGs の達成に向けた環境施策事業の推進

2 「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」(区域施策編)の改定について

(1) 策定の目的、見直しの必要性

「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において策定が義務付けられており、本市では、平成28年3月に、本市域における温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画として「実行計画(区域施策編)」を策定し、各種施策事業に取り組んでいる。

「実行計画(区域施策編)」については、2030年度における温室効果ガス排出量について、国・県の26%を上回る27%(2013年度比)の削減目標を掲げているが、最新値である平成29年度において、基準年度の2013年度に比べ約4%の増加となるなど、取組のより一層の強化・充実が必要となっている。

また、国は、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と併せ、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を推進するため、平成30年6月に「気候変動適応法」を制定し、「地域気候変動適応計画」の策定を市町村等の努力義務としたところである。

こうしたことを踏まえ、地球温暖化対策のより一層の推進を図るため、「実行計画(区域施策編)」の中間年次に合わせた計画の見直しを行うものである。

(2) 計画期間

令和3年度～7年度までの5年間(現行計画期間:平成28年度から令和7年度の後期5年間)

(3) 計画の位置付け

- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(第20条の3)に定める地方公共団体実行計画
- ・ 「環境基本計画」における地球温暖化対策を具体化・推進するための個別計画

(4) 見直しの方向性

- ・ 脱炭素社会の構築に向けた取組の推進
- ・ 温室効果ガス排出量が大幅に増加している一般家庭における取組の推進
- ・ 温室効果ガス排出量が高い事業所(中小企業等)における取組の推進
- ・ 「地域気候変動適応計画」としての位置付け

3 策定体制 別紙1参照

4 今後のスケジュール 詳細は別紙2参照

| | | |
|------|-----|-----------------------|
| 令和2年 | 5月 | 宇都宮市環境審議会(諮問) |
| | 8月 | 宇都宮市環境審議会(後期計画の骨子の報告) |
| | 9月 | 後期計画素案の作成 |
| | 11月 | 宇都宮市環境審議会(後期計画素案の報告) |
| 令和3年 | 12月 | パブリックコメントの実施 |
| | 2月 | 宇都宮市環境審議会(答申) |
| | 3月 | 後期計画策定、公表 |